

## 県立病院経営形態の見直しに係る意見交換会（第5回）～概要～

- 1 日 時 平成20年12月17日（水） 13時00分～15時10分
- 2 場 所 全建総連ビル 5F会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 当日の模様



## 5 意見交換の概要

### ○組合側の発言

政策医療や不採算医療をやっていけば赤字が増える要素はあるので、繰出基準を見直さない限りは、政策医療や不採算医療にしわ寄せが行くのでは。

また、勤務条件が良くなるためには経営が安定することが必要だと思うが、経営安定の方策を教えてほしい。

### →当局の回答

医療の質、職員の勤務環境に関わらないところで、医療機材、診療材料、建物の管理に関する部分等の経費を削減する一方、医療従事者を確保しながら病院の経営を良くしていく、赤字の幅を縮小していくことである。

### ○組合側の発言

3 病院がなぜ同じ時期に法人化するのか。

### →当局の回答

今までは、医療制度改革に迅速に対応することが難しく、出来るだけ早く独法化していくことがいいだろうと、そういう中で同時にやっていくということである。

### ○組合側の発言

質問状1に対する回答の中で、国に対して要望を行っているとあるが、具体的にどのような要望をしているのか。

### →当局の回答

多くの項目を要望しており、例えば、県全体の医療を確保するという面での要望がある。医師不足の背景には医学部の定員があり、国の責任において必要に応じ増員してほしいということ。卒後10年のうち、2年くらいは知事の指定する医療機関で勤務してくれれば地方の医師不足は改善できるのではないかということ。人口の少ない公的病院で患者数が少ないがために赤字採算を余儀なくされるところについては、地域医療の確保の観点から経営が成り立つような対策を講じてもらわなければいけないということ。

### ○組合側の発言

法人化の検討が始まったきっかけは公立病院改革ではないということは理解しているつもりだが、経営に特化した法人化ではないといわれても、法人化すればどうしても経済性に特化したものにならざるを得ないので。

### →当局の回答

法人化しても県が出資しているので、県立と全く変わらないと思っている。医療の質を低下しない範囲で、経費が節減できるところも出てくるが、それは県立であっても法人であってもやっていかなければいけない。ただ、法人化したほうがより

経営面での改善がやりやすいということはあるが、それが第一ではない。

#### ○組合側の発言

コ・メディカルは、1年後にプロパーか派遣になるか結論を出さなければいけないが、人事交流のルール等が明確になっていない中で判断するのは難しい。

#### →当局の回答

派遣という形態を選択してもらえば、その後3年間はプロパーを選択することができる、その間に考えてもらえばよい。県、法人を含めた人事交流は派遣職員だけではなく、プロパー職員も含めて行う。

#### ○組合側の発言

なぜ3病院3法人なのか。3法人になると、例えば、3法人間の人事交流について、何らかの方法を取らないと難しくなるのでは。

#### →当局の回答

人事交流については、制度的には3病院を1法人にした方がやりやすいということは承知している。ただ、1法人にした場合、総合医療センターや多治見病院が本当に下呂地域の実情を感じ取って、下呂地域の医療の必要性を考えられるのかという問題がある。それぞれの病院がそれぞれの地域に密着して、地元の病院と連携・協力していくためには別々の法人の方が良い。

#### ○組合側の発言

3病院2法人、もしくは3病院1法人という形態であっても、中期計画の中にそれぞれの病院のやるべきことを明記すれば、法人の判断で経営状況の悪い病院について規模を縮小してしまうようなことはないのではないか。

#### →当局の回答

法人本部の理事会が経営状況の悪い病院について規模を縮小するような方針を打ち出せば、ある程度のところでは妥協しなくてはならない場面も出てくることも考えられる。

#### ○組合側の発言

県の思いと法人の方針が違ってくる可能性があるので3病院3法人にするという結論でよいか。

#### →当局の回答

3病院3法人であれば、病院ごとで、それぞれの地域の医療を守るという意識があればそれに向けて努力ができるわけだから、その方がいいのではないかというのが主旨である。

#### ○組合側の発言

3病院2法人となった場合には、下呂温泉病院の新築について、これから基本計画を作っていく中で病床数等を決めていくと思うが、県の時にどれだけ計画しても、法

人化後にそんな計画は今の経営状況では実現できないこともあるのか。

→当局の回答

それは、法人化後というよりは、基本計画の中で固める内容になる。その中で、一方の病院では地域医療のためにこれだけの設備が必要だと主張して、一方の病院ではそこまでの設備は必要なく、法人として担保できないという議論になると 2 病院が 1 法人としてやっていくことは難しい。

今と同じように、政策医療や不採算医療について、県は支援するし、例えば下呂温泉病院に医師が足りない時は、定期異動ということではなく、現在でも、人事交流として一時的に総合医療センターから医師を送っている。3 病院が全くバラバラというわけではないので、3 病院 3 法人という形態でも対応可能と考えている。

○組合側の発言

人事交流と絡むが、他病院で働くのはコ・メディカルにとって大きなメリットである。技術面や患者へのサービス面でスキルアップができる。法人化した場合、職員が勤務する病院の希望を反映させた場合に、全ての職種でバランスがとれるのか。今後 3 病院 3 法人になった場合にどのように人事交流するつもりなのか、という具体的な話を聞けると組合員としては判断しやすい。今はまだ明確でないのでそこが不安である。

→当局の回答

人事交流についてはある程度ルール化が必要だと思っている。どういう目的で行うのか等を整理して、皆さんの意見を聴きながらルールの原案を作っていきたい。

○組合側の発言

下呂温泉病院の新築費用はどうなるのか。

→当局の回答

下呂温泉病院の新築についてはセンターや多治見と変わらない。自己資金と起債となるが、起債をすれば今までと同じように一部県が負担する。

○組合側の発言

下呂温泉病院の新築の話が進むということで、職員はやる気になっている。自分達の病院を良くしようという意識の職員が多い。平成 22 年度から基本設計が始まるという中で、県の方針だけで病院を作っていくのではなく、具体的な内容についても現場の職員一人ひとりの意見が反映されるような体制を下呂温泉病院の幹部の方にはお願いしたい。

→当局の回答

新築について内部の検討委員会のようなものはもちろん作っていく。現場の職員の意見をどう吸い上げるかということを院長とも話し合っているし、その意見を反映できるような形で、県と一緒に新病院を作っていきたい。

○組合側の発言

県職という身分がなくなると、互助会から外れて福利厚生が今より悪くなるのではないか。最低でも現行レベルの維持をお願いしたい。

→当局の回答

互助会については独法化しても変わらない。全ての職員が互助会に入っていたりとするという方向で進めている。

○組合側の発言

時間外勤務、時間外の研修についてきちんと管理すべきという話は県として病院に指導していると受け取ってよいか。

→当局の回答

時間外勤務については、多治見病院や総合医療センターが労働基準監督署から受けた指導について3病院で情報共有しているので、3病院共通で対応している。時間外の研修については、基本的に時間外に命令が出ればそれは時間外勤務という考え方になる。そういう問題があるというのを認識しており、詳しいことについては看護部で検討してもらっている。